

令和8年度 第1回

明石市上下水道事業経営審議会

2026年（令和8年）7月21日



本日の議題

- 1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果
- 2 給水装置工事関連の水道条例の改正
- 3 水道条例の改正案と今後の予定、減免制度
- 4 中期経営計画の骨子
- 5 その他



1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(1) 経過報告（前回審議会R 8年2月27日以降～）

① 答申の受理

R8年3月13日 答申書＋経営戦略(審議会版)を受理

② 水道広報紙の発行

R8年4月15日 あかしの上下水道 発行
新聞折込により配付、全自治会に回覧依頼

③ 答申＋経営戦略への意見公募(パブリックコメント)

R8年5月11日～R8年6月12日

④ 説明会の開催

R8年5月17日ほか3日（現地5回、オンライン1回）



1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 説明会【資料②】

【目的・内容】

✓ 水道事業の現状や課題の再周知

✓ 審議会からの答申＋経営戦略を踏まえ市民の皆様からの意見収集

✓ 答申＋経営戦略の内容をダイジェスト版に編集



花と緑の学習園講習室
での開催の様子

日 程		場 所	参加人数
5月17日（日）	10時～	花と緑の学習園	10名
//	14時～	市役所南会議室棟	4名
5月23日（土）	14時～	大久保市民センター	10名
5月24日（日）	10時～	魚住市民センター	13名
//	14時～	二見市民センター	7名
5月26日（火）	19時～	オンライン	6名

合 計 50名

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(3) 意見公募【資料③】

【募集期間】

R8年5月11日～6月12日

【募集結果】

50名から93件の意見提出

提出フォーム	人 数	件 数
メール	8 名	13 件
WEBフォーム	18 名	32 件
説明会(紙)	25 名	47 件
ファクシミリ	1 名	1 件
計	52 名	93 件

※2名の方が複数の方法で、意見等を提出されています。

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(3) 意見公募【結果分類】

分 類	件 数
A 料金改定について	38 件
a 料金改定について概ね理解を示す意見	14 件
b 料金改定に慎重な検討を求める意見	8 件
c その他の意見等	16 件
B 経営戦略について	38 件
a 投資計画(水源・施設など)に関する意見	26 件
b 財政計画(職員数・委託など)に関する意見	8 件
c その他の意見等	4 件
C その他について	17 件
a 水源・水質に関する意見	8 件
b 説明会に関する意見	1 件
c その他の意見等	8 件

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 意見公募【A 料金改定… a 概ね理解を示す意見】

主な意見等	市の考え方（案）
・ 料金改定（値上げ）に<u>反対はしない</u>。 ・ 物価高のなか、老朽化を放置できないので、<u>料金改定は致し方ない</u>。	・ 料金改定にご理解いただく意見として承ります。
・ 毎日使う水道水が当たり前ではなく、将来が心配で、安心して使える水道水を<u>子どもたちにも残すために必要な料金値上げ</u>であれば、仕方ないと思う。	・ 料金改定にご理解いただく意見として承ります。 ・ これからも安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう、持続可能な事業運営に努めます。
・ 水道料金が上がるのは仕方ないが、できる限り<u>金額を抑えてほしい</u>。 ・ 速やかな料金改定が必要であるが、一気に21%も値上がりするのは不安に感じるので、毎年少しずつ上げていくことはできないのか。	・ 料金改定にご理解いただく意見として承ります。 ・ 令和9～12年度までの<u>4年間に必要となる料金収入を確保</u>するため、ご理解ください。

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 意見公募【A 料金改定…b 慎重な検討を求める意見】

主な意見等	市の考え方（案）
・ 料金の値上げは仕方がないが、生きるために水道水は必要なものであるため、<u>利用者に負担を押し付けないでほしい</u>。	・ 令和9～12年度までの<u>4年間に必要となる料金収入を確保</u>するためには、料金改定が必要であるため、ご理解ください。
・ 改定後の料金は、<u>少量使用者の値上げ率が高く</u>、特に一人暮らしに多くの負担を求める案となっているため、到底許容できない。 ・ 平均改定率21パーセントとあるが、<u>一人世帯などの改定率や値上がり幅が大きく</u>、納得できない。	・ 負担の公平性の観点のもと、多量使用者の負担に依存し、<u>少量使用者で原価割れしている料金体系を改める</u>ため、1か月10m³までの従量料金の単価が上がっていますが、<u>10m³以下は全ての利用者に負担いただく料金</u>となりますので、ご理解ください。
・ 首長の政策的判断として、<u>税金を投入してでも料金は維持</u>しなければならない。 ・ 可能であるならば、市の税金を水道事業の予算に加えて、収入を増やすことができないか。使用水量が少ない人の料金が増えるのは苦しいと考える。	・ 水道事業は地方公営企業として、利用者からの料金収入によって賄われる「<u>独立採算制</u>」で、現在の制度上、税金の投入は原則できない状況ですので、ご理解ください。

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 意見公募【A 料金改定… c その他の意見等】

主な意見等	市の考え方（案）
・ 次の4年後には、値上げ率の大幅アップが想定されるので、想定された段階で、<u>速やかに利用者への情報提供、情報公開</u>を望む。	・ 料金改定にあたっては、審議会や利用者等に対して、丁寧かつ速やかな情報提供および情報公開に努めます。
・ 老朽化した管路の更新やPFAS対策など、<u>今後のさらなる料金値上げが懸念</u>される。 ・ 今回の料金値上げ以降、再度の料金値上げはあるのか。	・ 試算結果と決算の乖離状況の比較等により、<u>定期的に料金の妥当性を評価</u>したうえで、物価高騰などの経営環境の変化を踏まえ、<u>4年ごとに料金改定の必要性を検討</u>していきます。
・ <u>水道料金は2か月ごとに検針</u>され、請求されるが、説明会やホームページでは、改定後の料金が1か月あたりの金額で表示され、分かりづらいので改善してもらいたい。	・ 説明会などにおいても、同様のご意見が多くありましたので、今後は<u>2か月あたりの金額での説明等に改善</u>します。

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 意見公募【B 経営戦略… a 投資計画（水源・施設等）】

主な意見等	市の考え方（案）
・ 将来的に明石川河川水からの取水を廃止し、<u>安全性等を考慮した供給</u>に努めることに安心する。 ・ 明石川の水質改善は見込めず、浄水場等は老朽化しているため、改修更新をせず、<u>水道水源を県営水道、阪神水道企業団に切り替えるべき</u>。	・ 経営戦略に基づき、将来的に明石川河川水からの取水を廃止し、<u>県営水道からの受水を増量する水源転換</u>に努めます。
・ 管路の更新基準に基づいて、今後工事を進めても必要な更新ペースに追いつかないのでは。 ・ 料金改定を行い、<u>老朽化した管路をしっかりと更新</u>してもらいたい。	・ 経営戦略に基づき、<u>予防保全・事後保全</u>の考えのもと、実現性を有する計画的な管路更新に努めます。
・ 将来的に廃止となる明石川・鳥羽浄水場などの売却利益は、水道料金に還元できるのではないか。 ・ 野々池貯水池等の将来的に<u>不要となる施設</u>は、不要となった際に売却するなど、<u>有効活用</u>してもらいたい。	・ 将来的に不要となる施設の跡地利用は決まっていますが、市民の皆さまのご理解をいただきながら、有効活用に努めます。

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 意見公募【B 経営戦略…b 財政計画（職員・委託等）】

主な意見等	市の考え方（案）
・ 昨今の金利や物価の高騰、イラン情勢など、今後さらに経費が嵩むと想定されるので、<u>試算結果と実際の費用に乖離</u>が生じるものと推察する。 ・ 投資・財政計画では、令和9年度以降、黒字となっているので、4年ごとに値上げするのか。	・ 試算結果と決算の乖離状況の比較等により、<u>定期的に料金の妥当性を評価</u>したうえで、物価高騰などの経営環境の変化を踏まえ、4年ごとに料金改定の必要性を検討していきます。
・ 人員削減などの経営努力は理解するが、利用者への<u>サービス低下は避けてもらいたい</u>。	・ 利用者サービスの品質が維持・向上するように、引き続き、業務の工夫や効率化などにより、安定した水道事業経営に努めます。
・ 管路の更新工事等に対して、<u>国から補助金等</u>を取得してもらいたい。	・ 国の補助金などの<u>情報収集を密に行い、積極的に活用</u>できるよう努力します。

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 意見公募【B 経営戦略…c その他の意見等】

主な意見等	市の考え方（案）
・ 経営戦略の内容が、専門用語だけではなく一般人でも理解しやすいような例えが記載され、読み応えがあり、イメージしやすい内容であった。	・ 審議会がとりまとめた経営戦略にご理解いただき、感謝します。
・ 策定された経営戦略が、絵に描いた餅とならない事を願う。	・ 別途、実行計画として、中期経営計画を策定し、毎年度施策の進捗管理を行い、着実な実行に努めます。

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 意見公募【C その他… a 水源・水質に関する意見】

主な意見等	市の考え方（案）
・健康への影響が指摘されるPFAS（有機フッ素化合物）について、水源調査および濃度検出を継続的に実施してもらいたい。	・引き続き、水道法等の各種規定に基づき、安全な水道水を供給するために<u>必要な水質検査を実施</u>します。
・明石川河川水のPFASについて、農業や漁業への影響もあるので、積極的な対応を願う。 ・明石川河川水の<u>PFAS濃度の低減</u>、もしくは原因の解消に取り組んでももらいたい。	・引き続き、<u>国に対して</u>、PFASの排出源対策、汚染源調査や健康影響への安全に資する<u>対策などの要望</u>に努めます。
・PFASの問題を解決するとともに、<u>PFASを除去するために要する費用を削減</u>してもらいたい。	・将来的に、明石川河川水からの取水を廃止することで、PFASを除去するための費用が不要となりますので、ご理解ください。

1 審議会からの答申等に係る市民参画手続きの結果

(2) 意見公募【C その他…b 説明会に関する意見】

主な意見等	市の考え方（案）
・とてもわかりやすい説明会で、水道事業の現状や今後など、理解が深まった。感謝する。	・水道事業への理解を深めていただき、感謝します。引き続き、分かりやすい情報提供に努めます。

(2) 意見公募【C その他…c その他の意見等】

主な意見等	市の考え方（案）
・下水道使用料は改定しないのか。 ・下水道使用料に変更はないのか。	・具体的な予定はありませんが、物価高騰による経費の増加が見込まれ、老朽化施設の改築・更新を進める必要があることから、下水道事業においても、 <u>適正な使用料の水準に関して検討</u> を進めます。

2 給水装置工事関連の水道条例改正

(1) 災害時等における給水装置 の修繕工事の施工

(2) 設計審査及び工事検査手数料

★配付の **資料④** にて説明★

資料④

令和8年第1回明石市上下水道事業経営審議会資料
2026年(令和8年)7月21日
上下水道局営業課給水係

給水装置工事関連の水道条例の改正について

水道条例には水道料金のほか、給水装置（宅内の給水管や蛇口等）の工事についても規定されていますが、このたびの水道料金の改定にあわせ、給水装置工事関連2点について改正しようとするものです。

1 災害時等における給水装置の修繕工事の施行

(1) 背景及び改正内容

給水装置の工事施工は、各水道事業者の条例に基づき指定を受けた給水装置工事業者であることを条件としていますが、令和6年の能登半島地震では地元の工事業者が足らず復旧が遅れたことから、国の通知に従い、災害時等においては他の水道事業者の指定を受けた工事業者による工事も可能としようとするものです。

(2) 施行期日

公布の日

2 設計審査及び工事検査手数料の改正

(1) 背景

建物の新築や増改築に伴う給水装置の新設・増設・改造工事は、工事業者が事前に工事申込し局の審査・完了検査を実施していますが、この設計審査及び工事検査手数料は、最終改定が昭和57年1月で他市との金額の乖離が大きくなっています。（次頁の3を参照）

そのため、最終改定以降43年間の物価及び人件費の上昇を考慮し、また近隣市町との均衡を図るため、金額の改定を行おうとするものです。

(2) 改正案（第30条第1項第1号関係）

（口径）	25mm以下	40mm	50mm	75mm	100mm以上
現行	2,000円	4,000円	4,000円	8,000円	8,000円
改正	5,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円
差	3,000円	6,000円	6,000円	12,000円	12,000円

(3) 効果額

10,000千円の収入増（概算）（令和7年度実績6,686,400円）

(4) 施行期日

令和9年4月1日

3 水道条例の改正案と今後の予定、減免制度

(1) 水道条例の改正案【資料⑤】

➡ 審議会からの答申どおり、**平均改定率約21%として議会に提案**

(2) 今後の予定

- 令和8年7月下旬
- 提出された意見等に対する市の考え方を公表
- //
- 9月
- 水道料金改定等に係る**水道条例改正案を議会に提案**
- //
- 11~12月
- 新水道料金の周知説明会
経営戦略（市素案）意見公募
- 令和9年3月
- 審議会からの意見を踏まえ
経営戦略を策定
- //
- 4月
- 新水道料金の適用開始**
(6月又は7月検針分から徴収)

資料⑤	
例規類改正等調書	
1 例規類名	明石市水道条例
2 改正等区分	新規制定・ <u>改正</u> ・廃止
3 目的・理由	明石市上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、将来にわたり水道事業の健全かつ安定的な経営基盤の強化を図るため、水道料金を改定するほか所要の整備を行うもの。
4 改正等概要	(1) 水道料金の改定（第23条第2項及び第4項関係） ・基本料金及び従量料金の改定（二部料金制は維持） ・基本料金に含まれる基本水量（1か月5m ³ まで）の廃止 ・従量料金の段階を7段階（基本水量を含む）から5段階に削減 (2) 給水装置関連規定の改正 ア 災害時等における給水装置工事施工事業者の拡大（第19条第2項関係） イ 設計審査及び工事検査手数料の改定（第30条第1項第1号関係） (3) その他規定の整備
5 根拠法令等	(1) 法令名 (2) 根拠法令の動向・内容等
6 背景等	(1) 議会での質問等 (2) 他都市の状況 (3) 現在の対象者数 (4) その他（関係団体、市民の動向等）
7 実施時期	公布の日。ただし、第23条第2項及び第4項並びに第30条第1項第1号及び第2項の改正、令和9年4月1日
8 予算措置	(1) 予算計上 (2) 財源内訳

3 水道条例の改正案と今後の予定、減免制度

(3) 現行の減免制度

ひとり暮らし高齢者
→水道&下水 基本料金の半額を免除

① 経緯

- 平成2年 … 水道料金改定による低所得者への配慮から、減免制度を創設
福祉施策として、**全額を一般会計からの繰り入れで補填**
- 平成17年 … 水道料金改定を行い、**減免制度は維持**
- 平成25年 … **生活保護受給者の要件を廃止**
(生活扶助費に水道料金等が含まれ、実質的な二重給付のため)

② 制度概要

- ✓ 65歳以上や所得限度額など、所定の要件あり
- ✓ 約7,600世帯で、減免額は約8,400万円（R 6 決算：水道&下水）

③ 他事業体の状況

- ✓ 平成16年度頃から減免制度を廃止する県内事業体あり
県内40事業体のうち、明石市含め4事業体のみ実施



**現行制度を
当面維持**する
方向で検討中

4 中期経営計画の骨子【資料⑥】

(1) 中期経営計画とは

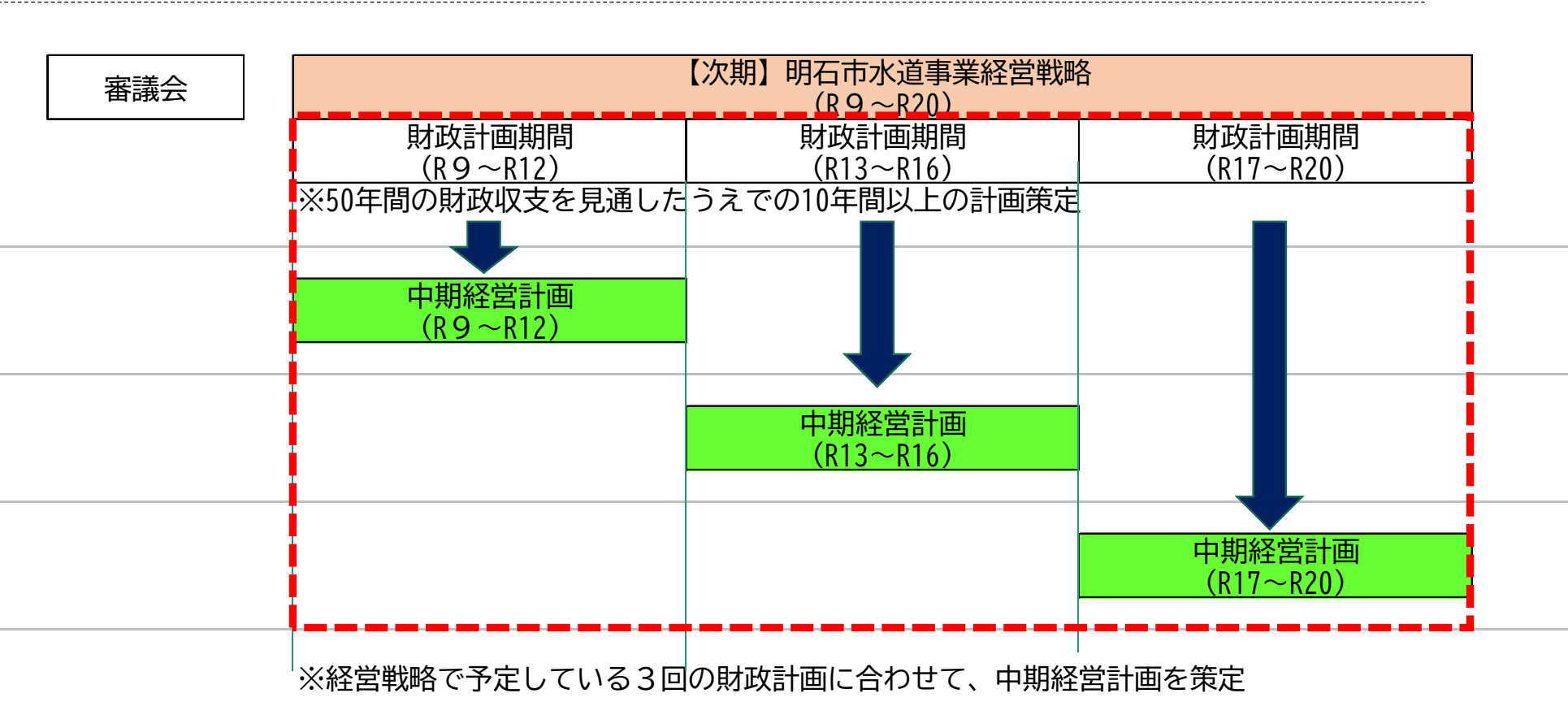
経営戦略及び中期経営計画の計画期間

明石市水道事業経営戦略

第7章の行動計画



R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16 R17 R18 R19 R20



4 中期経営計画の骨子【資料⑥】

(2) 目次構成(案)

1 中期経営計画の策定趣旨と概要

2 施策内容

3 実現方策と年次計画

4 投資財政計画



4 中期経営計画の骨子【資料⑥】

(3) 記載内容(案)

1 中期経営計画の策定趣旨と概要…P 1～2

✓ 経営戦略の基本理念・方針

基本理念 「未来につなげる明石の水道」

基本方針 「安定給水」「コスト抑制」「健全経営」

✓ 中期経営計画の位置づけは、経営戦略の**実行計画**

✓ 計画期間 **令和9年度～令和12年度(4年間)**



※経営戦略で予定している3回の財政計画に合わせて中期経営計画を策定

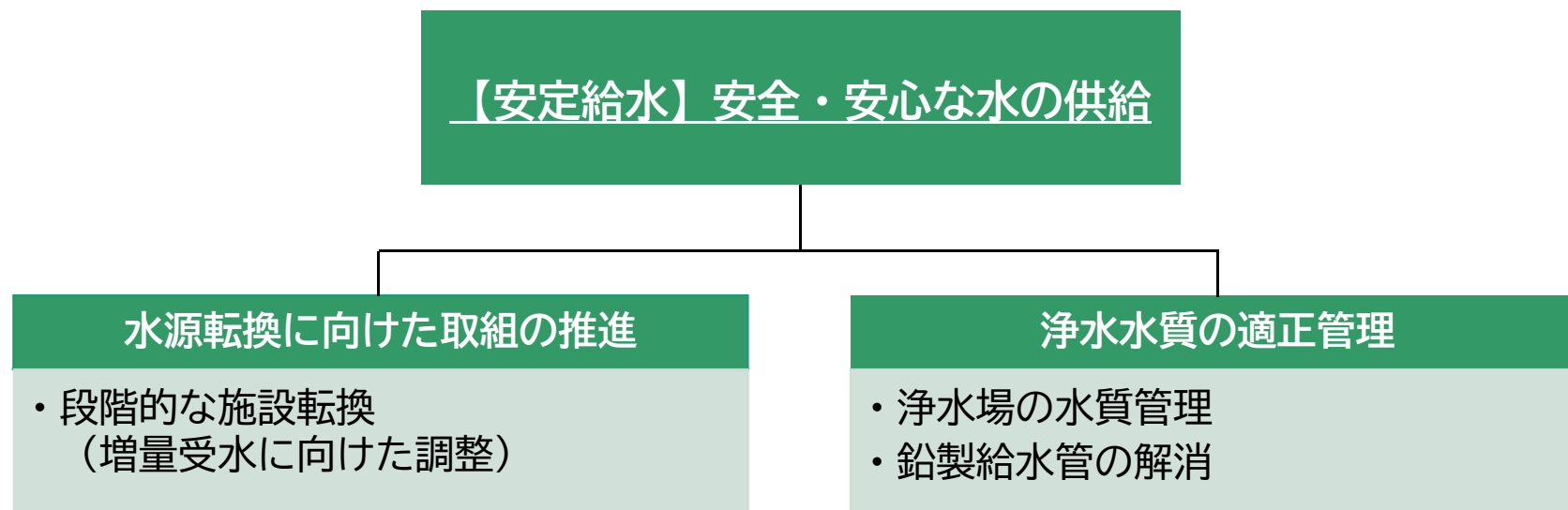
4 中期経営計画の骨子【資料⑥】

(3) 記載内容(案)

2 施策内容… P 3～4

2. 1【安定給水】安全・安心な水の供給

- ・ 水道事業の使命は、安全・安心な水道水を市民の皆さまに安定して供給することです。
- ・ 計画的な施設整備や水源転換に向けた働きかけや調整を進め、水質基準を満たす安全な水道水を安定的に供給するための取組を進める。



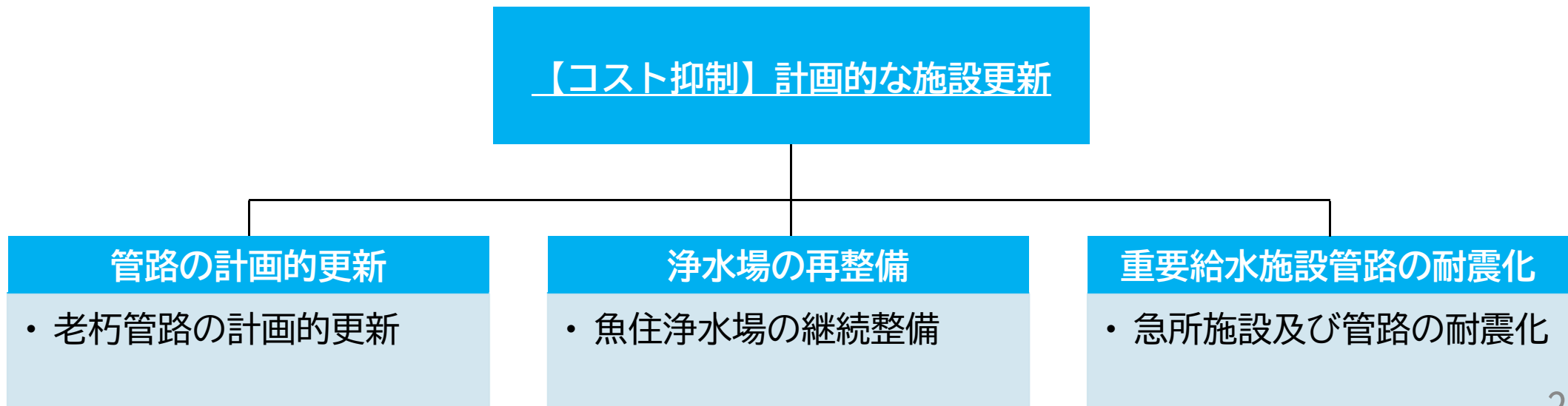
4 中期経営計画の骨子【資料⑥】

(3) 記載内容(案)

2 施策内容… P 3～4

2. 2【コスト抑制】計画的な施設更新

- ・ 老朽化した水道施設や管路を更新し、災害に強い水道施設の構築を目指す。
- ・ また、計画的な施設整備、更新によりコスト面も考慮した水道事業経営に努める。



4 中期経営計画の骨子【資料⑥】

(3) 記載内容(案)

2 施策内容…P 3～4

2. 3【健全経営】事業運営基盤の強化

- ・将来にわたり健全な水道事業経営を継続するために、水道料金の改定をはじめ民間活力や業務効率化の推進といった経費削減を行い、経営基盤の強化を図る。
- ・さらに人材育成や、周辺事業体との連携を図り健全な水道事業経営を進める。

【健全経営】事業運営基盤の強化

水道料金の改定

- ・料金水準・料金体系の妥当性の確認
- ・水道料金の見直し

民間活力の活用・人材確保

- ・民間活力の活用
- ・人材の確保・育成

DXによる効率化・省エネ化

- ・業務効率化システムの検討・導入

広域連携の推進

- ・広域連携手法の検討・推進

利用者サービスの向上

- ・業務効率化システムの検討・導入

4 中期経営計画の骨子【資料⑥】

(3) 記載内容(案)

3 実現方策と
年次計画
… P 5 ~ 14

(8) 水道料金の見直し				
概要	水道法施行規則では水道料金の算定期間は概ね3～5年と規定されていることや、改定検討に要する期間、使用者の世代間の負担の公平性に配慮し、定期的に料金水準及び料金体系の妥当性を評価し、必要に応じて4年ごとに水道料金の見直しを実施します。 これにより、水道事業の長期にわたる安定的な経営基盤の確保を目指すため、定期的に料金水準・料金体系の妥当性を評価したうえで、必要に応じて、経営戦略における財政計画期間である4年ごとに水道料金の見直しを実施します。 なお、見直しにあたっては、必要な検討期間を踏まえたうえで、使用者の世代間の負担の公平性に配慮します。			
取組内容				
成果目標				
年次計画	R 9	R10	R11	R12
水道料金の見直し			見直し	
給水原価	185.0 円/m ³	190.3 円/m ³	190.0 円/m ³	196.2 円/m ³
供給単価	195.1 円/m ³	195.1 円/m ³	195.1 円/m ³	195.1 円/m ³
料金回収率	105.5%	102.5%	102.7%	99.5%
逓増度	1.86	1.86	1.86	1.86

4 中期経営計画の骨子【資料⑥】

(3) 記載内容(案)

4 投資財政計画… P15～16

- 定期的に水道料金の妥当性を確認のうえ、4年毎に収支見通しを作成し、料金改定の必要性を検討します。
- 資金残高の目標や起債依存率などを設定することで、健全な経営の確保を目指します。

(収益的収支、税抜き、千円)

区 分		年 度			
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	6,260,970	6,221,953	6,194,628	6,169,460
	(1) 料 金 収 入	6,039,711	5,997,764	5,972,596	5,947,428
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	5,209	5,309	5,309	5,309
	(3) そ の 他	216,050	218,880	216,723	216,723
	2. 営 業 外 収 益	654,484	650,215	617,038	652,368
	(1) 補 助 金	50,000	50,000	50,000	50,000
	他 会 計 補 助 金	50,000	50,000	50,000	50,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	406,839	406,570	377,393	412,723
	(3) そ の 他	197,645	193,645	189,645	189,645
	収 入 計 (C)	6,915,454	6,872,168	6,811,666	6,821,828
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	5,891,500	5,991,920	5,916,820	6,098,812
	(1) 職 員 給 与 費	442,801	423,687	418,374	416,389
	基 本 給 付 費	209,703	199,913	197,262	198,952
	退 職 給 付 費	0	0	0	0
	退 職 手 当 引 当 金	35,000	35,000	35,000	35,000
	そ の 他	198,098	188,774	186,112	182,437
	(2) 経 費	3,641,315	3,683,306	3,636,985	3,947,688
	動 力 費	241,750	246,773	251,959	321,522
	修 繕 費	260,317	260,937	254,191	259,442
	材 料 費	2,829	2,834	2,840	2,342
経 常 損 益	そ の 他	3,136,419	3,172,762	3,127,995	3,364,382
	(3) 減 価 償 却 費	1,807,383	1,884,927	1,861,461	1,734,736
	2. 営 業 外 費 用	251,194	274,223	285,926	302,200
	(1) 支 払 利 息	251,194	274,223	285,926	302,200
	(2) そ の 他	0	0	0	0
	支 出 計 (D)	6,142,694	6,266,142	6,202,745	6,401,012
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	772,760	606,026	608,921	420,816
	特 別 利 益 (F)	191	191	191	191
	特 別 損 失 (G)	5,455	5,455	5,455	5,455
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264	△ 5,264
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		767,496	600,762	603,657	415,552
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		1,834,710	2,435,471	3,039,128	3,454,680
流 動 資 産	う ち 未 収 金	9,187,095	9,129,591	9,049,214	9,062,715
	流 動 負 債	0	0	0	0
流 動 資 産 欠 損 金	う ち 建 設 改 良 費 分	2,133,898	2,176,782	2,154,759	2,223,634
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0
流 動 資 産 未 払 金		0	0	0	0
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B) × 100)					
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)					
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		6,255,761	6,216,644	6,189,319	6,164,151
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)					
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)					
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)					
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)					
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)					

※資金の不足が生じていない場合は空白表示

5 その他

(1) 令和8年度当初予算概要について

・ 水道事業 ←配付の 資料⑦ にて説明

・ 下水道事業 ←配付の 資料⑨ にて説明

資料⑦

令和8年度 明石市水道事業会計当初予算（総括表）

（単位：千円）

科 目	予 定 額	予 定 額 の 内 訳	備 考
		業務の予定量 給 水 戸 数 151,000 戸 年間総配水量 32,650,000 m ³ 一日平均配水量 89,452 m ³	年 度 末 見 込 当年度純損益 △ 871,226
事 業 収 益 (A)	6,486,693		
営 業 収 益	5,162,840	水 道 料 金 4,917,900 受 託 工 事 収 益 6,050 消 火 栓 維 持 負 担 金 72,400 下 水 道 使 用 料 徴 収 事 務 員 担 当 金 159,000 設 計 審 査 手 数 料 ほか 7,490 受 取 利 息 11,700 一 般 会 計 補 助 金 623,435 長 期 前 受 金 戻 入 404,000 施 設 分 担 金 248,853 そ の 他 雑 収 益 ほか 34,745	未処分利益剰余金 令和7年度 246,215 令和8年度 △ 524,511
営 業 外 収 益	1,322,733	固 定 資 産 売 却 益 1,100 過年度損益修正益 20	不 良 債 務 額 令和7年度 0 令和8年度 0
特 別 利 益	1,120		企 業 債 現 償 高 令和7年度 9,678,515 令和8年度 11,369,615
事 業 費 用 (B)	7,354,672		
営 業 費 用	7,063,262	給 与 費 448,296 委 託 料 (受 託 分 除 く) 1,679,772 受 託 工 事 費 (給 与 費 除 く) 120 動 力 費 470,000 受 水 費 1,982,962 減 価 償 却 費 1,650,000 そ の 他 運 営 経 費 832,112 企 業 債 利 息 236,000 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 40,000	一 時 借 入 金 残 高 令和7年度 0 令和8年度 0
営 業 外 費 用	276,000	固 定 資 産 売 却 損 1,100 過年度損益修正損 4,310	職 員 数 (含 管 理 者) 令和7年度 53人 令和8年度 50人
特 別 損 失	5,410		
予 備 費	10,000		
収 支 差 引 (A) - (B) (C)	△ 867,979		
資 本 的 収 入 (D)	2,435,800		
企 業 債	2,261,100	企 業 債 2,261,100	
他 会 計 負 担 金	47,600	消 火 栓 設 置 負 担 金 47,600	
他 会 計 出 資 金	125,000	一 般 会 計 出 資 金 125,000	
固 定 資 産 売 却 代 金	2,100	固 定 資 産 売 却 代 金 2,100	
資 本 的 支 出 (E)	4,062,282		
建 設 改 良 費	3,487,282	第 4 次 整 備 事 業 費 1,682,327 老 朽 管 整 備 事 業 費 1,314,065 建 設 改 良 事 業 費 296,657 固 定 資 産 購 入 費 67,873 事 務 費 126,360 企 業 債 償 還 元 金 570,000	
企 業 債 償 還 金	570,000		
予 備 費	5,000		
収 支 過 不 足 (D) - (E) (F)	△ 1,626,482	不 足 する 額 1,626,482 千 円 は、建 設 改 良 積 立 金 処 分 額 625,400 千 円、当 年 度 分 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 資 本 的 収 支 調 整 額 299,938 千 円、減 価 償 却 費 等 の 過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金 701,144 千 円 で 補 て ん ず る も の と す る。	

5 その他

(2) 市民委員の募集【資料⑫】

上下水道事業環境の現状を共有し、今後の事業施策の展開について幅広く市民から意見を得るため、委員を募集しています。

任期

R8年10月1日～ 2年間(予定)

定員

2名

申込方法

- ・応募用紙(必要事項を記入)
- ・小論文(「今後の明石市上下水道事業に求めること」など、800字程度)

募集期間

R8年7月1日～8月7日



＼周りの方へもご案内をお願いします。／ 26

5 その他

(3) 令和8年度 第2回 明石市上下水道事業経営審議会について



【開催日】 令和8年11月 9日 (月)

【開催時間】 14:00~16:00

【開催場所】 兵庫県水産会館4階 第5会議室

【審議内容】 中期経営計画 (素案) など

Akashi

